

研究費の不正使用等の防止に関する取組

<不正使用等を引きおこす要因>

<不正使用等の防止に向けた取組>

1. 研究者の意識の問題

- 自ら獲得した研究費＝自分のお金であり、自由に使ってよいという誤った認識
- 研究遂行の為に不正もやむを得ず
- 公金であるという基本認識の欠如

不正者に対する罰則の強化等

- 不正者に対する罰則の強化等
 - ・応募資格停止ペナルティ(最大5年間の応募制限)【科研費、H15】
 - ・機関管理の義務づけ【科研費、H16】
 - ・文部科学省のペナルティー斉適用【文科省、H16】
 - ・府省共通のペナルティー斉適用【関係府省、H17】
 - ・府省共通の応募資格停止ペナルティの強化【関係府省、H24】
 - ・私的流用の厳罰化(従来:5年 → 10年)
 - ・私的流用以外の厳罰化と適正運用(従来:最大4年 → 最大5年)
 - ・研究代表者の管理責任義務の新設(最大2年)

2. 研究機関の組織の問題

- 機関内の責任体系
- 機関内ルール
- 不正防止推進部署の設置
- 発注・検収のチェックシステム
- 内部監査・モニタリング等が不十分

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の策定(H19.2)【文科省】

- ガイドラインに基づく研究機関の体制整備状況の確認(フォローアップ)
 - ・研究機関に対し、体制整備の実施状況報告書(チェックリスト)の提出を求める
 - ・分析結果報告書の作成・公表
 - ・現地調査の実施(H24年度:14機関、H23年度:61機関、H22年度:65機関)
- 研究機関担当者に対する研修会を毎年開催(H25年度:10か所予定、H24年度:8か所)
- ガイドラインの実施等に関する履行状況調査【H24】(H24年度:18機関)

3. 競争的資金等の制度・運用に関する問題

- 研究費の柔軟かつ効率的な執行が必要
 - ・単年度会計主義
 - ・繰越、費目間流用制限
 - ・制度間で異なるルール

競争的資金の制度改革に向けた取組

- 平成23年度科学・技術施策アクション・プラン【CSTP+関係府省】
 - ・繰越手続きの簡略化・弾力化
 - ・費目の統一化
 - ・費目間流用制限の緩和
- 科学研究費助成事業の一部基金化【科研費、H23～】、調整金の導入【科研費、H25～】
 - ・単年度会計の制約を無くし、複数年度にわたり柔軟な執行が可能な基金化を実現
 - ・研究費の前倒し使用や次年度使用を可能にする「調整金」を導入